

令和5年（ワ）第17364号、令和5年（行ウ）第299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子、中村涼香、中村涼夏、久保遼、Chico.、吉住海斗

被告 国

訴状訂正申立書

2023年8月28日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田 善

同 井 桁 大

同 谷 口 太

同 亀 石 倫

同 西 愛

頭書事件につき、別紙のとおり訴状を訂正します。



以上

訴 状

2023年7月10日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 西 愛 礼

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

訴訟物の価格 220万円

貼付用印紙額 3万円

目次

はじめに	5
第1 請求の趣旨	5
第2 事実の経緯：原告らの立候補届の提出とその不受理 ...	7
1 概要	7
2 原告能條桃子について.....	7
3 原告久保遼について	7
4 原告中村涼夏について.....	8
5 原告中村涼香について.....	8
6 原告Chico. について.....	9
7 原告吉住海斗について.....	9
第3 原告らに被選挙権を行使させないことは憲法に違反する	9
1 本件規定は原告らの被選挙権を剥奪している	10
(1) 被選挙権は国民主権原理により憲法上保障された権利である	10
(2) 地方自治体における被選挙権も当然憲法上保障された権利である	12
(3) 原告らは被選挙権を剥奪された	13
2 被選挙権剥奪の憲法適合性審査には平成17年最大判が採用した基準と同等かそれ以上に厳格な基準が用いられなければならない	14
(1) 平成17年最大判が審査基準を導くにあたり挙げる要素.....	14
(2) 国会は国民の被選挙権を剥奪する裁量を有さない	15
(3) 平成17年最大判が挙げた各条文の趣旨は被選挙権侵害にも妥当する	17
(4) 被選挙権の剥奪は平成17年最大判基準を用いた他の裁判例よりも平成17年最大判基準を適用する必要性が高い	20
(5) 被選挙権の剥奪は、平成17年最大判が挙げた要素を超える権利侵害を伴う	22
(6) 小括	25
3 原告らの被選挙権を制限することが選挙の公正を確保するためのやむを得ない手段とはいえない	26

(1)	被選挙権年齢を高く設定する合理的理由はない…	26
(2)	国会や各政党の公約等でも、被選挙権年齢を現状維持することに合理性がないことは当然の前提とされている	37
(3)	各国の議論においても18歳以上の者から被選挙権を剥奪することは不合理であるとされている	38
(4)	被選挙権年齢の引き下げは社会からの要請である	40
(5)	小括	41
4	小括	41
第4	次回統一地方選挙で被選挙権を行使することができる法的地位にある（請求の趣旨1(1)、2(1)の適法性）	42
1	原告能條桃子及び原告久保遼は被選挙権を行使することができる地位にある	42
2	適法性	42
(1)	法律上の争訟である	42
(2)	訴えの利益がある	43
第5	次回統一地方選挙で被選挙権を行使させないことは違法である（請求の趣旨1(2)、2(2)の適法性）	44
1	原告能條らに被選挙権の行使を許さないことは違憲である	44
2	適法性	44
(1)	法律上の争訟である	45
(2)	訴えの利益が認められる	45
第6	国家賠償法1条1項の違法（請求の趣旨1(3)、2(3)、3）	46
1	立法不作為の違法性	46
2	損害	48
第7	終わりに	48

はじめに

この国では、成人であっても一定の年齢に達しなければ公職選挙に立候補することはできない。どれだけ勉学に励み社会経験を積んでも、どれだけ多額の利益を上げる会社の経営者となっても、たとえ優れた研究論文を書いている、裁判官や裁判員の経験者であっても、一律に政治家になる権利を奪われている。それは公職選挙法10条1項が、被選挙権年齢を25歳又は30歳と定めているからである。

しかし、なぜ「25歳又は30歳」なのかを合理的に説明できる人は誰もいない。この規定は、戦後、国民主権導入以前の思想を引きずる政治家たちによる妥協の産物として、何ら合理性の検討のないまま制定された。にも関わらず、この年齢制限規定は、約80年にわたって、若者から重大な参政権を奪い、同時に有権者から貴重な選択肢を奪いながら、改正も削除もされことなく残り続けている。選挙権年齢引き下げから8年、成人年齢引き下げから5年が経過するも、被選挙権年齢だけは置き去りにされたままである。これは不合理的な若者差別である。本訴は、被告である国が、公職選挙法を改廃しないことによりかかる差別を放置し続けることの是正を求めるものである。政治過程で解決されない不合理的な差別を是正することができるのは司法だけである。

第1 請求の趣旨

1 原告能條桃子について

- (1)〔主位的請求〕原告能條桃子が、次回統一地方選挙の神奈川県知事選挙において、被選挙権を行使することができる地位にあることを確認する。
- (2) ア〔予備的請求①〕被告が、公職選挙法10条1項4号を改廃しないことにより、原告能條桃子について、次回統一地方選挙の神奈川県知事選挙において、年齢が満30歳に満たないことを理由として、被選挙権の行使をさせないことは違法であることを確認する。

イ〔予備的請求②〕被告が、原告能條桃子に対し、年齢が満30歳に満たないことをもって、次回統一地方選挙の神奈川県

県知事選挙における被選挙権の行使をさせないことは、違法であることを確認する。

- (3) 被告は、原告能條桃子に対し金10万円及びこれに対する2023年3月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 原告久保遼について

- (1)〔主位的請求〕原告久保遼が、次回統一地方選挙の都留市議会議員選挙において、被選挙権を行使することができる地位にあることを確認する。

- (2) ア〔予備的請求①〕被告が、公職選挙法10条1項5号を改廃しないことにより、原告久保遼について、次回統一地方選挙の都留市議会議員選挙において、年齢が満25歳に満たないことを理由として、被選挙権の行使をさせないことは違法であることを確認する。

イ〔予備的請求②〕被告が、原告久保遼に対し、年齢が満25歳に満たないことをもって、次回統一地方選挙の都留市議会議員選挙における被選挙権の行使をさせないことは、違法であることを確認する。

- (3) 被告は、原告久保遼に対し金10万円及びこれに対する2023年4月16日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 原告中村涼夏、原告中村涼香、原告 Chico. 及び原告吉住海斗について

被告は、原告中村涼夏に対し、金10万円及びこれに対する同年3月31日から支払い済みまで年3分の割合による金員を、原告中村涼香、原告 Chico. 及び原告吉住海斗に対し、金10万円及びこれに対する同年4月16日から支払い済みまで年3分の割合による金員をそれぞれ支払え。

4 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 事実の経緯：原告らの立候補届の提出とその不受理

1 概要

原告らは、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号。以下「特例法」という。）が定める、2023年4月9日を選挙期日とする地方公共団体の議会の議員又は長の選出に関する第一統一地方選挙及び同年4月23日を選挙期日とする市区町村の議会の議員及び長の選出に関する第二統一地方選挙（特例法1条1項、同法5条1項参照。以下、第一地方選挙及び第二地方選挙を総称して「本件統一地方選挙」という。）に立候補するために、各々次のとおり、告示日である同年3月23日（都道府県知事選挙。特例法2条1号）、同月31日（都道府県等議会議員選挙。特例法2条3号）又は同年4月16日（市区町村議会議員。特例法2条4号）に、当該各選挙の選挙長に対して立候補の届出を提出したが、原告らの年齢が都道府県知事については満30歳未満、都道府県議会議員及び市区町村議会議員については満25歳未満であることを理由として、いずれの届出も受理されなかった。原告らは、国籍要件、居住要件、供託金納付等、立候補に必要な他の要件はいずれも備えていた。

2 原告能條桃子について

原告能條桃子は、2023年4月9日を選挙期日とする神奈川県知事選挙に立候補するため、供託金300万円を納付し（甲A1の1：供託書）、2023年3月23日の告示日に選挙長に対して立候補届を提出した（甲A1の2：立候補届）。しかし、満30歳以上という被選挙権要件（公職選挙法10条1項4号）を備えていなかったため同届出は受理されなかった（甲A1の3：立候補届出をしなかった証明書）。

原告能條桃子は1998年3月生まれの日本国民であり、告示日である2023年3月23日時点において引き続き三箇月以上神奈川県内に住所を有していた（甲A1の4：住民票）。

3 原告久保遼について

原告久保遼は、2023年4月23日を選挙期日とする都留市市議会議員選挙に立候補するため、供託金30万円を納付し（甲A2の1：供

託書)、2023年4月16日の告示日に選挙長に対して立候補届を提出した(甲A2の2:立候補届)。しかし、満25歳以上という被選挙権要件(公職選挙法10条1項5号)を備えていなかったため同届出は受理されなかった(甲A2の3:立候補届出をしなかった証明書)。

原告久保遼は2003年10月生まれの日本国民であり、告示日である2023年4月16日時点において引き続き三箇月以上都留市に住所を有していた(甲A2の4:住民票)。

4 原告中村涼夏について

原告中村涼夏は、2023年4月9日を選挙期日とする鹿児島県議会議員選挙に立候補するため、供託金60万円を納付し(甲A3の1:供託書)、2023年3月31日の告示日に選挙長に対して立候補届を提出した(甲A3の2:立候補届)。しかし、満25歳以上という被選挙権要件(公職選挙法10条1項3号)を備えていなかったため同届出は受理されなかった(甲A3の3:立候補届出をしなかった証明書)。

原告中村涼夏は2001年8月生まれの日本国民であり、告示日である2023年3月31日時点において引き続き三箇月以上鹿児島県内に住所を有していた(甲A3の4:住民票)。

5 原告中村涼香について

原告中村涼香は、2023年4月23日を選挙期日とする船橋市市議会議員選挙に立候補するため、供託金30万円を納付し(甲A4の1:供託書)、2023年4月16日の告示日に選挙長に対して立候補届を提出した(甲A4の2:立候補届)。しかし、満25歳以上という被選挙権要件(公職選挙法10条1項5号)を備えていなかったため同届出は受理されなかった(甲A4の3:立候補届出をしなかった証明書)。

原告中村涼香は2000年6月生まれの日本国民であり、告示日である2023年4月16日時点において引き続き三箇月以上船橋市内に住所を有していた(甲A4の4:住民票)。なお、原告中村涼香は本訴提訴時、船橋市から転出している。

6 原告 Chico. について

原告 Chico. は、2023年4月23日を選挙期日とする A 市市議会議員選挙に立候補するため、供託金30万円を納付し（甲A5の1：供託書）、2023年4月16日の告示日に選挙長に対して立候補届を提出した（甲A5の2：立候補届）。しかし、満25歳以上という被選挙権要件（公職選挙法10条1項5号）を備えていなかったため同届出は受理されなかった（甲A5の3：選挙管理委員会からの送付書）。

原告 Chico. は2000年3月生まれの日本国民であり、告示日である2023年4月16日時点において引き続き三箇月以上 A 市内に住所を有していた（甲A5の4：住民票）。

7 原告吉住海斗について

原告吉住海斗は、2023年4月23日を選挙期日とする調布市市議会議員選挙に立候補するため、供託金30万円を納付し（甲A6の1：供託書）、2023年4月16日の告示日に選挙長に対して立候補届を提出した（甲A6の2：告示日の写真）。しかし、満25歳以上という被選挙権要件（公職選挙法10条1項5号）を備えていなかったため同届出は受理されなかった（甲A6の3：立候補届出をしなかった証明書）。

原告吉住海斗は1999年7月生まれの日本国民であり、告示日である2023年4月16日時点において引き続き三箇月以上調布市内に住所を有していた（甲A6の4：住民票）。

第3 原告らに被選挙権を行使させないことは憲法に違反する

日本国憲法は国民主権原理に基づき、国民固有の権利として被選挙権を保障する。しかし公職選挙法10条1項は、都道府県知事の被選挙権年齢を満30歳以上（同4号）、都道府県議会議員及び市町村議会議員の被選挙権年齢を満25歳以上と定め（同3号及び5号）、これらの年齢に達しない原告らの被選挙権を剥奪する。

公職選挙法10条1項3号乃至5号（以下「本件規定」という。）によって原告らの被選挙権を剥奪することは、憲法前文、14条1項、15条1項、同条3項、22条1項、44条但書、92条及び93条に違反する。

1 本件規定は原告らの被選挙権を剥奪している

(1) 被選挙権は国民主権原理により憲法上保障された権利である

民主主義の起源は古代ギリシアに遡るとされる。「自由で相互に独立した人々の間における共同の自己統治」という民主政治の基礎が築かれ、その営みが徹底された（甲B1：宇野重規『民主主義とは何か』49頁（講談社、2020年））。市民は、誰でも民会と呼ばれる全体集会に参加し、発言し、投票する権利を持ち、「戦争や外交を含む、ポリスの政策について代わる代わる演説し、最終的に議案を採決にかけ」ていた（同37頁）。市民の資格に財産要件はなく、「市民の家に生まれた男子は満18歳で」市民として登録された（甲B2：橋場弦『民主主義の源流 古代アテネの実験』116頁（講談社、2016年））。「すべての公職が抽選で選ばれ」、すべての市民が「ポリスを運営していく責任を負う可能性」があった（前掲宇野40頁）。市民とは選挙権と被選挙権を一体として併せ持つ身分であり、「民会に参加し、公職に就き、さらに裁判の陪審員となる資格」を指した（前掲宇野40頁）。その後古代ローマの共和政や、封建社会における身分制議会などを経て、近代西欧や独立直後のアメリカ合衆国で議会制民主主義の骨格が作り上げられていった。同じ時期に確立した国民主権原理と結びつき、議会をいかに民主的なものにするかが議論され、主権行使の態様は、主権者である国民に保障される選挙権と被選挙権を中核とする普通選挙制度として整理されるようになった。

その系譜を継ぐ日本国憲法は、前文で「主権が国民に存する」ことを宣言した上で、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」として、国民が国の在り方を自ら決めることができるものとした。この国民主権原理の中心的要素こそ、公職の選挙権・被選挙権を中心とする参政権である。

国民主権原理にとって選挙権と被選挙権はいずれも極めて重要な価値を持つ。最高裁大法廷は、まず選挙権について、「国民主権を宣言する憲法のもとにおいて、公職の選挙権が国民の最も重要な基本的権利」（最大判昭和30年2月9日刑集9巻2号217頁）と宣言した上で、三井美唄判決（最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号1

425頁)において被選挙権の重要性を強調する。すなわち同判決は、選挙が自由かつ公正に行われるべきことが「民主主義の基盤をなす選挙制度の目的を達成するための基本的要請」であるとした上で、選挙人が自由に表明する意思によって自らの代表者を選ぶことで、「自ら国家(または地方公共団体等)の意思の形成に参加する」ことこそ選挙であるとする。自由な選挙という観点からは、誰を選んでも良いとするのが原則であるが、完全な自由放任とすると統制不能な混乱を招くので、「公職選挙法は、自ら代表者になろうとする者が自由な意思で立候補し、選挙人は立候補者の中から自己の希望する代表者を選ぶという立候補制度を採用」したのである。その帰結として、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要」とされ、「公職選挙における立候補の自由は、憲法15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利であるから、これに対する制約は、特に慎重でなければならぬ」とされる。

被選挙権が憲法上の権利であることについては最高裁の他の判示でも繰り返されており(最判平成8年7月18日判時1580号92頁、最判平成11年11月10日民集53巻8号1577頁)、また「学説上もこの立場が通説」となっている(甲B3:渡辺康行他『憲法I基本権』423頁以下(日本評論社、2016年))。例えば長谷部恭男教授は、「立候補の自由が保障されていることが選挙権の自由な行使と表裏の関係にあることを根拠として、被選挙権は憲法15条1項によって保障される」とする(甲B4:長谷部恭男編「注釈日本国憲法(2)」226頁〔長谷部恭男〕(有斐閣、2017年))。辻村みよ子教授は「被選挙権も基本的権利と解して憲法上の選挙原則をこれにも適用しようとする見解が有力となった。・・・立候補は、主権者にとって議員の選出と同様に重要な主権行使の一形態であり、被選挙権も立候補による主権行使の権利として捉えられる。したがって被選挙権は、選挙権と同様、15条1項を根拠として、立候補権を中心とする主権者の個人的権利として理解される」(甲B5:辻村みよ子『憲法(第7版)』315頁(日本評論社、2021年))とし、被選挙権は単に公務に就任する権利能力や資格ではなく、主観的な権利であって、その行使は選挙権の行使と同様に重要な主権行使の一態様で

あると整理する。青柳教授は「被選挙権は単に選挙権に対応する受動的な概念に留まるものではなく、「国民主権の原理から認められる権利であり、国家の統治構造の基本を定める憲法において認められた権利である」とした上で、「すべての主権者に当然に認められる『代表になり得る権利』であり、公務就任権である」とする（甲B6：青柳幸一『憲法上の権利としての立候補の権利』慶應義塾創立百二十五周年記念論文集84～85頁（慶應法学会法律学関係、1983年））。

このように、被選挙権は国民主権原理に基づき憲法によって保障された基本的人権であり、すべての主権者に当然に認められる主観的権利である。

（2）地方自治体における被選挙権も当然憲法上保障された権利である

憲法は第8章で地方自治制度について規定する。93条では「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」（1項）とした上で、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」（2項）と定める。

地方公共団体においても国民主権原理が貫かれなければならないことについて、杉原泰雄教授は、「国民主権は、日本国憲法下においてすべての公権力の組織と運営の在り方を規律する原理であるから、地方公共団体の組織と運営の在り方も当然にそれによって規律される。『地方自治の本旨』は、一般に住民自治と団体自治を含むと説明されるが、国民主権を前提としないことには、その説明の正当性やそれらの意味内容を明らかにすることも困難」と指摘する（甲B7：杉原泰雄『地方自治の憲法論（補訂版）』154頁（勁草書房、2011年））。国民主権原理は「人民による、人民のための政治」を徹底して求めるものであるところ（同157頁）、この理念は住民自治の観点から地方自治においても強く求められる。佐藤幸治教授も同様に、「国民は憲法制定権力の担い手として、憲法を通じて、統治権を中央と地方に分割し、立憲民主主義の観点からそれぞれにふさわしい権力を配分した」と指摘し、地方議会も単一・不可分の国民の主権行使の表れとする（甲B8：佐藤幸治『日

本国憲法論（第2版）』596頁（成文堂、2020年））。渋谷秀樹教授はより端的に、地方自治体を地方政府と称し、「地方政府も中央政府もそれぞれ統治団体たる国および地方統治団体のもつ統治権を行使する政府である点では同じで、明らかな相違は、統治権の及ぶ範囲の広狭、つまり全国に及ぶか、それとも当該地方統治団体の地方統治権の領域内にとどまるかという点にあるに過ぎない」とする（甲B9：渋谷秀樹『憲法（第3版）』736頁（有斐閣、2017年））。

このように、地方自治体の長・議会もまた国民主権原理に基づく代表民主制の一態様であることから、その選挙権・被選挙権もまた国民の重要な基本的権利となる。このことは、前掲昭和43年最大判（三井美唄判決）が選挙について、「自ら国家（または地方公共団体等）の意思の形成に参加する」として、地方公共団体の意思形成についても国家の意思形成と同列に整理しているところから明らかである。

原告らが立候補届を提出した地方議会の長・議会の議員になるための被選挙権は、憲法上保障された重要な主観的権利である。

（3）原告らは被選挙権を剥奪された

原告らは、前述のとおり、本件統一地方選挙の告示日において、立候補届の提出を試みた。しかし、原告らの立候補届出は、原告らが公職選挙法10条1項3号乃至5号の定める年齢要件を具備していないことを理由に受理されなかった。

これは本来全ての主権者に認められるはずの被選挙権が原告らについては剥奪されたことを意味する。他の被選挙権に対する制限規定としては、選挙犯罪の処罰者の被選挙権停止（公職選挙法252条）や、選挙供託金制度（同法92条）などがある。これらの規定は自らの意思や努力でその適用を回避することができる点で制限の程度は緩やかである。これに対して被選挙権の年齢要件を定める本件規定は、25歳又は30歳という年齢に達していなければ一律に被選挙権を認めない。当該年齢に達していなければ、自らの意思や努力にかかわらず被選挙権を行使することは絶対にできない。何ら罪を犯していないのに、他の候補者と同じく定められた供託金を納めたのに、全面的に被選挙権を奪われる。

原告らの被選挙権に対する侵害の程度は極めて深刻である。

2 被選挙権剥奪の憲法適合性審査には平成17年最大判が採用した基準と同等かそれ以上に厳格な基準が用いられなければならない

最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁（在外選挙権制限規定違憲判決。以下「平成17年最大判」という。）は、選挙権の剥奪について、国民主権原理に基づく憲法上の権利の制限という観点から、厳格な違憲審査基準を用いた。被選挙権は国民主権原理に基づく主権行使の一形態であるという点で、その権利の性質は選挙権と共通する。また、平成17年最大判が違憲審査基準を導出する際に考慮した憲法の各規定の趣旨は被選挙権の剥奪においても妥当する。平成17年最大判の違憲審査基準が用いられた他の裁判例の事案と比しても、被選挙権の剥奪は同基準が用いられるべき必要性が大きい。さらに、被選挙権の剥奪は平成17年最大判が挙げた要素を超える権利侵害をもたらす。被選挙権を剥奪する立法の違憲審査においては平成17年最大判が採用したものと同等かそれ以上に厳格な違憲審査基準が用いられなければならない。

（1）平成17年最大判が審査基準を導くにあたり挙げる要素

平成17年最大判は、選挙権の合憲性については国民主権を定める憲法が保障する重要な権利の制限の可否という観点から審査すべきであり、選挙権又はその行使の制限はやむを得ない事情がない限り原則として許されないとする厳格な違憲審査基準（以下「平成17年最大判基準」という。）が採用されるべきであるとして次のとおり判示した。

「憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条但書において、両議院の議員の選

挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならぬというべきである。」（下線は引用者）

また、福田博裁判官はその補足意見において、選挙権の剥奪に関して「国会は、平等、自由、定時のいずれの側面においても、国民の選挙権を剥奪し制限する裁量をほとんど有していない。国民の選挙権の剥奪又は制限は、国権の最高機関性はもとより、国会及び国会議員の存在自体の正当性の根拠を失わしめるのである。国民主権は、我が国憲法の基本理念であり、我が国が代表民主主義体制の国であることを忘れてはならない」と強調する。

平成17年最大判が挙げるこれらの要素は、以下のとおり被選挙権についても妥当する。

（２）国会は国民の被選挙権を剥奪する裁量を有さない

福田裁判官が指摘するように、「国民主権は、我が国憲法の基本理念であり」、我が国は「代表民主主義体制の国である」。国民主権に基づく代表民主制は、治者と被治者の同一性を必須のものとする。治者と被治者の分断を認めては、政治家などの治者のみが主権者となり、その他の選挙人は被治者となってしまう。その帰結は、参政権は適切な能力と意欲がある者にのみ治者が与えるものという天皇主権下への逆戻りである。

立法府による被選挙権の剥奪・制限は典型的な利益相反行為である。被選挙権年齢を法律で定める政治家たちにとって、一定の年齢以下の人たちの被選挙権を剥奪・制限してしまえば、若く優秀な自らのライバルの出現を食い止めることができる。被選挙権を剥奪する裁量を代表者たちに認めてしまうことは、ひとたび選任された議員や知事が自らの地位を固定化させるべく被選挙権を安易に剥奪することを許すことになる。そしてそれは、民主主義を著しく後退させる。

実際に歴史上、特に権威主義体制の下で多数派が少数派の被選挙権を剥奪してきた例は多く見られる。例えば1935年にナチス政権下のドイツで制定されたニュルンベルク法はユダヤ人から被選挙権を含むあらゆる政治的権利を剥奪した。ナチス政権は、ニュルンベルク法を構成する公民法2条3項に「公民は法律に基づく完全な政治的権利の唯一の担い手である」と定め、公民を「ドイツ人の血およびこれに類した血を有する国家所属員」すなわち「ユダヤ人とジプシー〔ロマンス民族〕とを除くヨーロッパ民族」と定義づけることでユダヤ人は「公民」に含まれないと解することで、ユダヤ人から公務就任権を含む参政権等の政治的権利の一切を剥奪したのである（甲B10：佐野誠編『ドイツ・ナチズム期におけるユダヤ人立法の法史的・法思想史的研究：研究成果報告書』平成16年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書4～6頁参照（2006年））。近時では、プーチン政権への抗議活動を行った野党候補が抗議活動への参加等を理由として立候補の権利を剥奪されている。選挙監視団体は、ロシアでは選挙法が過去5年間で19回改正され、結果として全有権者の8%（少なくとも推計約900万人）が立候補の権利を奪われたと指摘している（甲B11：前谷宏「有権者の8%が被選挙権を剥奪『第2のソ連だ』と野党指導者」毎日新聞2021年11月20日）。ミャンマーではロヒンギャ民族が政治的な理由で投票プロセスから排除されており、2015年11月に行われた総選挙でロヒンギャ民族は被選挙権も剥奪された（甲B12：ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ビルマ：総選挙に根本的欠陥 選挙実施プロセスのかなめに組み込まれる不正と差別」2015年11月4日）。カンボジアでは、2023年7月23日の総選挙に参加予定であった有力野党CLPに所属する全議員が書類不備を理由に総選挙への

立候補資格を剥奪された一方、フン・セン首相が長男フン・マネット陸軍司令官に首相の座を譲る意向を示した。有力野党の選挙への参加が阻止される一方で世襲による政権交代が肯定される状況は民主主義の後退であると指摘されている（甲B13：安田信介「来月総選挙のカンボジア、野党を排除・・・支持者には与党くら替え強要『拒否なら獄舎に入れる』」読売新聞2023年6月24日）。

日本における被選挙権の剥奪・制限もこれらと同根である。日本の戦後の選挙立法の特徴として、選挙権・投票権の拡大には積極的であるが被選挙権の実現には消極的・制限的な姿勢であると指摘されており、かかる「立候補制限強化の措置は多分に選挙法立法にあたる現職議員の競争者排除の保身策」であると説明されている（甲B14：柚正夫『日本選挙制度史：普通選挙法から公職選挙法まで』285頁（九州大学出版会、1986年））。

主権者から投票で選ばれた代表者に過ぎない議員たちが、勝手に国民の被選挙権を剥奪することは、「国会及び国会議員の存在自体の正当性の根拠を失わしめる」ことに繋がる。日本では、アメリカ合衆国憲法のように、被選挙権の年齢が憲法に明記されているわけではないのである。国会に国民の被選挙権を剥奪し制限する裁量を認めることはできない。被選挙権を剥奪する法規の違憲性は厳格に審査されなければならない。

（3）平成17年最大判が挙げた各条文の趣旨は被選挙権侵害にも妥当する

既述（第3.1(1)）のとおり、被選挙権は選挙権とともに国民主権原理を根拠とする国民固有の重要な基本的人権である。地方議会議員及び首長の被選挙権は地方公共団体における住民自治の問題であるが、住民自治は国民主権の地方公共団体における現れとされる。平成17年最大判が国民主権原理に由来するとした憲法上の諸規定（憲法前文、1条、43条1項、15条1項・3項、44条但書）の趣旨は、本件統一地方選挙における被選挙権剥奪事案においても妥当する。

ア 憲法前文及び1条の趣旨は地方公共団体における被選挙権にも妥当する

日本国憲法前文及び1条は国民主権と代表民主制について定めている。地方公共団体の選挙における被選挙権が国民主権原理に由来する基本的人権であることは前述のとおりである。また、被選挙権を行使した者の中から代表者を選挙し、その代表者を通じて間接的に政治に参加するという代表民主制が地方公共団体でも同様に機能していることも、前述のとおりである。

イ 憲法43条1項の趣旨は地方公共団体における被選挙権にも妥当する

憲法43条1項は、国政選挙に関して両議院は選挙された議員で構成すると定める。これに対して憲法93条2項は地方公共団体の長およびその議会の議員等については住民の選挙によって選出すると定めており、住民自治の理念から首長も選挙で選出することとされている。このように、憲法は国政レベルの選挙と地方レベルの選挙における代表選出のあり方について異なる定めを設けている。

しかしながら、選挙は国政レベル地方レベルともに選挙制度を通じて初めて行使しうるものであり、共通の選挙制度を前提にしている以上、国政レベルの選挙に関する原則は地方レベルの選挙においても適用される（甲B15：湯淺壘道「被選挙権の法的性質をめぐる近時の議論」選挙研究24巻2号58～59頁参照（2009年））。そのため、憲法43条1項の「全国民の代表」は「全住民を代表する」と読み替えられる（甲B16：芹沢齊他編『新基本法コンメンタール憲法』485頁参照〔渋谷秀樹〕（日本評論社、2011年））。憲法43条1項の趣旨は地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙における被選挙権についても妥当する。

ウ 憲法15条1項の趣旨は地方公共団体における被選挙権にも妥当する

憲法15条1項が定める国民の公務員任免権の対象は、国民主権原理を媒介にして地方公共団体にも及ぶ。最判平成7年2月28日民集49巻2号639頁は「国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意

味する」と判示し、憲法15条1項の趣旨が地方公共団体の選挙にも及ぶとした。前述のとおり、被選挙権は選挙権と表裏の関係のものとして憲法15条1項により保障されるのであるから（前掲最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号1425頁）、憲法15条1項の趣旨は地方公共団体の選挙における被選挙権についても妥当する。

エ 憲法15条3項及び憲法44条但書の趣旨は地方公共団体における被選挙権にも妥当する

普通選挙制度に関する憲法15条3項及び憲法44条但書の趣旨も地方公共団体の選挙における被選挙権に及ぶ。

「普通選挙制度は、財産、性別、教育等によって選挙権・被選挙権を制限する制限選挙制度に対するもので」、国民の諸々の属性によって「選挙権・被選挙権を制限することなく」、成年者でさえあれば一律にこれらの権利を認める選挙制度である（甲B17：杉原泰雄『憲法Ⅱ統治の機構《有斐閣法学叢書》』177頁（有斐閣、1989年））。

まず、憲法15条3項は選挙一般における普通選挙の原則を定めたものであり、この保障が被選挙権にも及ぶ以上、同条の「公務員」には、地方公共団体における選挙の被選挙権も当然含まれる（前掲芹沢他編485頁参照）。また、憲法44条但書は選挙人の資格の平等のみならず議員の資格たる被選挙権の平等をも保障するところ（前掲杉原憲法Ⅱ177頁参照）、佐藤幸治教授が「憲法44条は、国会議員の被選挙権について、選挙権の場合と同様に差別を禁止している。このような国会議員の被選挙権についての考え方は、その他の公務員の被選挙権についても妥当する」（前掲佐藤441頁）と説明するように、普通選挙制度における平等取り扱いの要請は地方公共団体の選挙における被選挙権にも準用される（前掲芹沢他編485頁）。

憲法15条1項、3項及び44条但書の趣旨は被選挙権についても妥当する。

オ 小括

以上のとおり、平成17年最大判が審査基準を導くために掲げた憲法上の要請は、いずれも被選挙権においても妥当する。被選挙権

を剥奪する法令の違憲審査に際し、平成17年最大判基準を適用しないことは憲法の趣旨に反し許されない。

（４）被選挙権の剥奪は平成17年最大判基準を用いた他の裁判例よりも平成17年最大判基準を適用する必要性が高い

平成17年最大判基準を用いたとされる裁判例としては、最判平成18年7月13日判時1946号41頁（以下「平成18年最判」という。）、東京地判平成25年3月14日判時2178号3頁（以下「平成25年地判」という。）、最高裁令和4年5月25日大法廷判決民集76巻4号711頁（以下「令和4年最大判」という）がある。上記各裁判例は、選挙権の事実上の行使制限（平成18年最判）、条件付き行使制限（平成25年地判）、選挙権との距離が被選挙権よりも遠い在外国民審査権（令和4年最大判）という点で本件よりも国民主権原理の毀損の程度が低いにもかかわらず平成17年最大判基準が適用されている。本件においても少なくとも平成17年最大判基準が適用されなければならない。

ア 平成18年最判の事案より平成17年最大判基準を適用する必要性が高い

平成18年最判は国会が精神的原因によって投票所に行くことが困難な者の選挙権の行使機会を制限したことの違憲性が問題とされた事案であり、法律上、選挙権の行使を妨げる規定などはなかった。それでもなお最高裁は、制度がないために事実上投票所に行けないという状況を選挙権の剥奪と捉え、厳格な平成17年最大判基準を用いた。

これに対して本件の原告らは、法律上被選挙権が剥奪されている。原告らは、どのような条件を整えても被選挙権の行使が一切認められない。選挙権・被選挙権の行使が事実上制限されていた事案である平成18年最判の場合以上に憲法適合性審査は厳格に行われなければならない。平成18年最判を踏まえるならば、本件においても少なくとも平成17年最大判基準が用いられなければならない。

イ 平成25年地判の事案より平成17年最大判基準を適用する必要性が高い

平成25年地判は、成年被後見人から選挙権及び被選挙権を剥奪していた当時の公職選挙法11条1項1号の違憲性が問題とされた事案である。この制度の下では、成年被後見人である限りは選挙権が一律で剥奪されていたものの、成年被後見人については、後見人等が家庭裁判所に対して後見開始の審判の取消し（民法7条）を申し立てることで再び選挙権を行使する地位を回復する余地がある。

これに対し本件の原告らは、そのような回復の制度すら全く設けられていない。剥奪の程度は絶対的であり、平成25年地判の事案より、権利侵害の程度は高い。平成25年地判を踏まえるならば、本件においても、少なくとも平成17年最大判基準が用いられなければならない。

ウ 令和4年最大判の事案より平成17年最大判基準を適用する必要性が高い

最大判令和4年は、在外国民が最高裁判所裁判官国民審査における審査権を剥奪されていることの違憲性を審査するに当たり、平成17年最大判基準を用いた。その根拠としては、「審査権が国民主権の原理に基づき憲法に明記された主権者の権能の一内容である点において選挙権と同様の性質を有することに加え、憲法が衆議院議員総選挙の際に国民審査を行うこととしていることにも照らせば、憲法は、選挙権と同様に、国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障しているものと解するのが相当である」として選挙権と同じ国民主権原理を挙げる。

この判示に即して被選挙権の性質を分析すると、「国民主権の原理に基づ」く「主権者の権能として」、被選挙権は「選挙権の自由な行使と表裏の関係」（前掲昭和43年最大判）にあり、「選挙権と同様」とされた審査権以上に選挙権に匹敵する性質を有する。被選挙権の剥奪は審査権の剥奪以上に国民主権原理を毀損する。

加えて、これは平成17年最大判自体にもあてはまることだが、多くの場合海外に居住するのは自分の意思であり、日本に居住していれば選挙権や国民審査権を行使できた。その点で権利の剥奪は、居住場所という流動的で相対的な要素に起因する。他方で被選挙権の年齢要件は絶対的である。25歳又は30歳に満たない国民は、ど

ここに居住しようとして一律で、絶対的に被選挙権を剥奪される。剥奪の程度は平成17年最大判や令和4年最大判よりも大きい。

令和4年最大判を踏まえるならば、本件においても少なくとも平成17年最大判基準が用いられなければならない。

（５）被選挙権の剥奪は、平成17年最大判が挙げた要素を超える権利侵害を伴う

さらに、被選挙権の剥奪は、平成17年最大判が挙げた要素を超える権利侵害を伴う。被選挙権は選挙権と異なり直接参政権であり、民主政の過程での回復がより困難であり、国民の公務就任権を侵害するものであり、かつ国民の職業選択の自由を侵害するものである。選挙権剥奪の場合よりも、一層厳格な審査が求められなければならない。

ア 被選挙権は直接参政権である

現代的な代表民主制の下では、国民の国家意思形成活動への関与は選挙を通じた間接的なものとどまる。通常時の国家意思の形成に国民が直接関与することができない、という点で、民主主義の本質とされる治者と被治者の同一性原理は修正を余儀なくされている。国の統治システムを定める憲法のグランドデザインとしては、国民主権原理と代表民主主義を補完して国民主権原理を貫徹するために、国民が直接参政権を行使し、自ら国家意思形成活動に参加する途が残されていることが重要である。日本国憲法が設けた直接参政権の行使方法は、被選挙権を行使して公職に就任することと、憲法改正の国民投票（96条1項）で表決権を行使する、という2つしかない（甲B18：大石眞『憲法概論Ⅱ：基本権保障』430頁（有斐閣、2021年）。なお、直接参政権ではないものの直接民主制的なシステムとしても、国民審査（79条2項、3項）と、特定の地方公共団体にのみ適用される特別法における住民投票（95条）の2つが加わるにとどまる。）。

治者と被治者の同一性を確保する手段として、これらの直接参政権は極めて重要であり、その一つである被選挙権には選挙権以上に格別の保護が与えられなければならない。被選挙権の行使は、主権行使の“過程”ではない。それは、自ら国家意思の形成に携わる

行為であり、主権の直接の行使である。選挙の機会においてのみ行使される選挙権と異なり、被選挙権を行使して自治体の長に就任したり、議会の議員に選任された場合には、主権の行使は日々の業務なのである。被選挙権の剥奪は、選挙権の剥奪以上に直接的な主権行使の機会の剥奪である。

イ 被選挙権の剥奪は、選挙権以上に民主政の過程での回復が困難である

選挙権の剥奪に厳格な審査が必要な理由は、「国民が、憲法で保障された基本的権利である選挙権の行使に関し、正当な理由なく差別的取扱いを受けている場合には」裁判所こそが「民主的な政治過程の正常な運営を維持するために積極的役割を果たすべき」であるからとされる（平成17年最大判・泉徳治補足意見）。選挙権を剥奪された法律を改正するためには、選挙を通じて代表者を選任しなければならないが、選挙権がない以上これができない、だから選挙権剥奪は原則として許してはならず、剥奪がなされた際には民主政の過程の外にいる司法が厳格に審査する、というロジックである。

被選挙権は、民主政の過程における回復が選挙権以上に困難である。確かに選挙権の剥奪は、他の基本権と比して民主政の過程における回復が困難な傾向にあるが、とはいえ選挙権の剥奪に関しては、当該剥奪されている選挙権を回復すれば自身にとって有利な効果をもたらすと考えて、選挙権の拡張を目指す政治家・政党が出てくる可能性はある。選挙権年齢の引き下げが行われたことが好例である。しかし、被選挙権の剥奪は、その性質上すべての現職政治家にとって競争相手を減らすというメリットを持つ。前述したとおり、現職政治家、特に政権を保有する与党政治家にとって、被選挙権の範囲を決めることは典型的な利益相反なのである。このことは、戦後間もない時期に設定された不合理な被選挙権年齢が70年以上にわたり維持され続けていることから明らかである。

ウ 公務就任権の行使である

憲法15条1項は、国民主権原理に基づき、国民が公務に就任する権利を保障する。最判平成17年1月26日民集59巻1号128頁は、「住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力

の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」の職務の遂行について、「住民の権利義務や法的地位の内容を定め、あるいはこれらに事実上大きな影響を及ぼすなど、住民の生活に直接間接に重大なかわりを有するものである」から、「国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであること（憲法1条、15条1項参照）に照らし」、日本国籍者がかかる公務員に就任することが想定されると判示する（同134頁以下）。これは、国民主権原理（前文、憲法1条、同15条1項）が、国家意思の形成が国民に行われることを要求することのみならず、実際の意思決定それ自体やその実現も国民によって行われることを求めるものであることを前提とし、その裏返しとして国民に公務就任権を保障したことを明らかにしたものである。地方公共団体の長やその議会の議員になって、自治体の執行権を行使したり、条例を制定する行為は、かかる公務就任権の行使である。

被選挙権の剥奪は、当該立候補しようとした国民の公務就任権を剥奪するという点で、選挙権の剥奪より一層、国民の権利侵害の度合いが大きい。

エ 職業選択の自由の行使である

地方議会の議員や地方自治体の長になることは、公務就任権の行使にとどまらず、職業選択の自由の行使でもある。政治家のみならずすべての専門公務員には俸給が与えられる。それぞれの公務員はその俸給により生計を立てる。公務員は一つの職業にほかならない。「職業は、人が自己の生計を維持するためにする継続的活動」であるとともに、「これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動」であり、「各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有する」とされる（薬事法違憲判決・最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁）。

職業選択の自由の制約には多様な形態があるが、その中でも「法定の条件をみたし、許可を与えられた者のみにその職業の遂行を許し、それ以外の者に対してはこれを禁止する」、いわゆる許可制は、一般に「単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超え

て、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要するとされる（前掲薬事法違憲判決）。翻って、被選挙権年齢は、25歳又は30歳未満の者はいかなる他の要件を満たしていても「許可を与え」られることは一切ない。これらの年齢の者にとっては単なる許可制よりも一層「強力な制限」となる。被選挙権の剥奪は、職業選択の自由の制約の中でも最強度のものであり、国民の権利侵害の度合いは大きい。

オ 小括

以上のとおり、被選挙権の剥奪は選挙権の剥奪以上に司法による厳格な審査が求められる。被選挙権の剥奪に対し、裁判所は平成17年最大判基準を超えるとも劣らない厳格な審査で臨まなければならない。

（6）小括

平成17年最大判が選挙権侵害についての違憲審査基準の定立に際して考慮した要素は、いずれも被選挙権侵害においても妥当する。歴史的に被選挙権の制限が民主主義の後退をもたらしたことを踏まえ、国会に被選挙権剥奪の立法裁量を認めるべきではない。平成17年最大判が厳格審査の根拠として挙げた各条文の趣旨は被選挙権の剥奪にも妥当するし、それどころか、被選挙権の剥奪については従前平成17年最大判基準の適用が認められた、投票困難者、成年被後見人、在外国民の国民審査権の剥奪よりも一層、厳格審査が要求される性質が認められる。加えて、被選挙権の剥奪は、主権の直接行使の機会の剥奪であり、選挙権以上に民主政の過程における回復が困難であり、憲法上保障される公務就任権や職業選択の自由に対する強度の制約である。

以上からすれば、本件では最大判平成17年基準と同等かそれを超える厳格な基準が適用されなければならない。剥奪を正当化するやむを得ない事由がない限り、その剥奪は違憲である。

3 原告らの被選挙権を制限することが選挙の公正を確保するためのやむを得ない手段とはいえない

公職選挙法10条1項3号乃至5号はそれぞれ都道府県知事の被選挙権年齢を満30歳以上、都道府県等議会議員及び市町村議会議員の被選挙権年齢を満25歳以上と定めているが、被選挙権年齢を上記各年齢に定めるやむを得ない事由はない。地方議会議員及び都道府県知事の被選挙権年齢を25歳又は30歳とする本件規定は違憲無効である。

(1) 被選挙権年齢を高く設定する合理的理由はない

ア 本件規定は明治憲法の残滓である

西欧近代国家を目指した明治政府は、1889年に衆議院議員選挙法を制定して代表民主制度を導入した。選挙権は25歳以上の臣民男子で、直接国税15円以上を納める者などとされ、被選挙権は30歳以上の臣民男子で、直接国税15円以上を納める者などとされた。これらの条件について必要性や合理性に関する特段の議論はなされておらず、当時のヨーロッパ、特に「プロシヤ、オーストリアの東欧専制国のものが主としてモデルにされた」とされる（前掲18頁以下）。制定の中心を担った伊藤博文は、後に同法改正を提案する際に、当初の制定法は「未だ嘗て経験のない所であります故に政府に於ては深く之に注意を加えて成るべく憲法上の進行を平穩に運ぼうと用心を致して拵えました故に資格の上に於ても余程高めてあったのであります」などと述べていた（甲B19：衆議院事務局『衆議院議員選挙法改正案の沿革』122頁（1919年））。

1900年に初めての法改正が行われた。選挙権の納税要件が緩和され、選挙人の人数が倍増した。被選挙権は納税要件が撤廃された。1919年の改正では、主に選挙区や議員定数が変更され、選挙権の納税要件が更に引き下げられたが、被選挙権の各種要件は維持された（前掲20頁以下）。

1925年にはいわゆる普通選挙が導入され、選挙制度は一気に身近なものとなった。導入に際し、政府は被選挙権年齢を25歳に引き下げる案を提出したが、枢密院がこれを拒み30歳に維持された。枢密院には、「青年の軽視、警戒」、「社会主義思想をふくめてひ

ろく現状革新的思想、運動に対する、恐怖、嫌悪、警戒」、
「人民を愚民とみる考え方」があったとされ、これは同じタイミングでなされた治安維持法の緊急上程と通底する態度であった（前掲杣74頁）。

当時の議論においても、本来であれば「選挙権、被選挙権とも民法の成人年齢20年と同一にすべき」との意見があったが、天皇主権の帝国主義国家において、枢密院を筆頭に政府の一部では普通選挙の完全なる実現に対しては抵抗が強かった（前掲杣86頁）。当時の若槻内務大臣は普通選挙法案について「民主主義ということをも土台にして立案したのではないかという御質問でありましたが、全然さようなことはありません」、「国民の政治能力が十分に発達すれば、すべての国民とともに政治をするのが立憲政治を御布きになったはじめからの御趣旨であるのであります」が「ただ国民の政治能力が十分に発達しませぬときは、そのなかの政治能力の発達したもののみに選挙権をあたえておく」（前掲杣78頁）と答弁している。すなわち、民主主義の理念を貫徹するための普通選挙の導入という統治原則の変更ではなく、天皇主権という大原則の下で、従来の制限選挙を程度の上で拡大するという姿勢だった。この姿勢こそが、選挙権・被選挙権ともに、「普選の枠内でできるだけ制限的」という態度と、相当の思慮の円熟という要求とが年齢要件を高めさせる要因となった（前掲杣86頁）。

このように、1925年当時の普通選挙法は、「民主主義ということをも土台に」したものではない。選挙権・被選挙権は天皇・政府が「あたえておく」ものにすぎず、与えるにふさわしい「政治能力」が十分に発達した国民か否かは、政府が自由に決めることができる、という考えに基づくものであった。かかる考えを土台としつつ、「青年の軽視、警戒」や愚民思想が結びつくことで、若者にはできるだけ参政権を与えないでおく、という制度設計がなされ、成人年齢よりも被選挙権年齢が高められたのである。1925年の普選法が被選挙権年齢を30歳にしたことについては、「本来ならば被選挙権の年齢はできるだけ低くし、選挙人の選択能力にまかせるべきものであるが、老年尊重の考え方と衆議院議員の選挙人の選択範囲についても特別に制限を加えたい意図とが、30年の年齢要件を規定した」とされている（前掲杣86頁以下）。選挙権・被選挙権の年

年齢制限は、「民衆を政治舞台からへだて抑制したい欲求と、民衆が政治的行動者となる民主化の必然とのディレンマ」への応答であり、天皇制権力を礎とする「絶対主義支配者層」が、「明治以来の愚民観と民衆への警戒心にうらづけられた強化政策的立場」に基づくものであったのである（前掲柚94頁以下）。

その後、投票買収と選挙干渉の弊害が蔓延し、政府は1930年に衆議院議員選挙法の改正を試みた。設置された特別委員会は様々な選挙制度改革を答申し、その中には選挙権を23歳以上とし、被選挙権を25歳以上とする提案が含まれていた。しかし浜口雄幸首相の逝去に伴う内閣交代などを経た結果、いくつかの選挙制度改革は1934年の法改正により実現したものの、参政権年齢の引き下げは実現しなかった。

戦後、日本国憲法が改正され、主権が天皇から国民へと移行した（8月革命）。貴族院は廃止され参議院となり、衆参両院及び地方自治体の長・議員について完全な普通・平等・自由・秘密選挙が導入された。選挙制度の策定に際しても本来であれば国民主権原理と代表民主制度の貫徹が要請されるはずであったが、「天皇制官僚政治の構造的性格からくる非民主制的要素と議院勢力の保守主義と保身策からくる抵抗」が「民主化の幅をせばめる要因としてはたらい」た（前掲柚201頁）。1945年8月に成立した東久邇内閣は選挙法改正を急いだが、その意図は「選挙過程のシステムの民主化ではなく、総選挙の早期の実行」にあった。政府に国民主権原理に基づく選挙法制度の確立という意図が乏しい中、占領統治が開始され「日本の非軍事化・民主化についての米国を主とした連合諸国の意向が明らか」になり、政府としては旧来システムの維持と占領政府の意向の調整に意を払うようになった（前掲柚202頁以下）。

例えば、1945年の衆議院議員法改正において、方針を議論した臨時閣議においては、婦人参政権の導入について、婦人には被選挙権を与えるべきではないとか、その年齢を男性より高くするべきだとの意見がなされた。被選挙権について20歳とするべきとの意見もあったが、「大勢は5年ずつ引き下げて、20歳・25歳にするという意見が多かった」（甲B20：自治大学校編『戦後自治史IV 衆議院議員法の改正』7頁以下（1961年））。これらの議論に際しては、参政権が国民主権原理に基づく国民の権利であるとの発想はほとん

どなく、天皇主権当時と同じく、参政権は政府が国民に与えるものという感覚が維持されていた。このことは改正要綱の策定担当者（堀切善次郎内務大臣）が、第89回帝国議会衆議院の選挙法改正委員会において、改正の趣旨を「教育文化の普及状況、一般民衆の向上、殊に戦時中に於きましての社会経済活動の実際に徴しまして、近時青年の知識能力著しく向上し、満二十年に達しました青年は、民法上の行為能力を十分に持って居りますのみならず、国政参与の能力と責任観念に於きまして、欠くる所がないものと存ぜられる」（甲B21：全国選挙管理委員会『選挙制度国会審議録 第一輯』5頁以下（1951年））と説明したり、女性参政権について「今日に於きましては一般に教養も進み、殊に近時或いは男子に伍し、或いは男子に代り、或いは男子なき後を守って活動致しました実情に徴しまするとき、選挙権行使に支障なき段階に達して居るものと認められる」などと説明しているところから見て取れる。これらの説明は、1925年の普通選挙導入時に若槻内務大臣が「民主主義ということをもとにして立案した」ものではなく、「国民の政治能力が十分に発達すれば、すべての国民とともに政治をするのが立憲政治を御布きになったはじめからの御趣旨であるのであります」が「ただ国民の政治能力が十分に発達しませぬときは、そのなかの政治能力の発達したもののみに選挙権をあたえておく」と答弁したこととその意を同じくする。結局、戦後間もない時期になされた選挙権・被選挙権の年齢設定は、治者と被治者の自同性を理念とする国民主権原理に依拠したものではなく、政府が能力のある国民に参政権を与えるという戦前の発想を引きずるものであった。

地方選挙制度改革も同様で、政府は「きわめて保守的な姿勢をとっていた」（前掲225頁）。他方で総司令部は、いわゆるマッカーサー憲法草案の中に地方自治を独立の章として設けるなど地方自治改革に積極的で、地方自治体の長及び地方議会の議員については直接・普通選挙で選ばれるべきであるとしていた。政府は知事の選任を間接選挙とすることを要求していたが、総司令部からは、「地方自治の問題、ことに府県制度の民主化の問題は・・最も重要な課題とされており、また極東委員会でも各国はこれを重要とみている」などと応答した（前掲222頁以下）。最終的に総司令部の意向から、全体の制度としては大幅に民主化されたものが導入され

たが、被選挙権年齢については、知事については30歳、市区町村の議員については25歳とされた。

参議院について、政府は当初貴族院の改革にとどめようとしていたが、総司令部からそれであれば一院制にと提示され、やむなく二院制の導入を決めつつ、できる限り民主的な機関とはならないよう議論が重ねられた。当初の政府の構想では間接選挙や推薦制、職能代表制などが構想され、かつ被選挙権は40歳と設定されていた。最終的に「総司令部の民主的原則に対する強い要求の前に」政府も妥協し、被選挙権年齢は30歳とされ、直接選挙が導入されるに至った（前掲拙226頁以下）。

その後、1950年にこれらの各選挙法を統一する形で公職選挙法が制定され、また1952年に同法の改正がなされたが、被選挙権年齢は今日まで改正されることなく維持され続けている。天皇主権の観念が抜けきらない議員たちによって、選挙権や被選挙権は政府によって国民に与えられるものという発想の下、民主的原則を強く求める総司令部に対し、戦前の年齢から引き下げることである程度の民主的要請に応えたとの姿勢を見せるために、特段の議論も合理性もないままに設定されたのが、現行の被選挙権年齢なのである。

イ 政府は被選挙権年齢が高く設定された理由の合理性を説明できていない

戦後これまでの間に、選挙制度改革の議論において被選挙権の年齢が選挙権年齢よりも高く設定されている趣旨について国会で言及されたことが何度かある。いずれにおいても政府は、「自分たちの代表を選ぶ権利あるいは能力というものは成人年齢と同じ二十で与えてもいいかもしれないが、一定の公職につくということであれば、やはりある程度の経験を積んで、相当の知識や豊富な経験を必要とするのではないかということで、現在の被選挙権年齢が定められている」とか（甲7別表1：第143回国会「衆議院地方行政委員会会議録第2号」〔牧之内隆久自治省行政局選挙部長発言〕（平成10年10月6日））、被選挙権年齢は「社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されている」（甲7別表1：第198回国会「衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第2号」

〔石田真敏総務大臣発言〕（平成31年4月2日）などと答弁している。

しかし、これらは全く合理性の説明となっていない。本来求められる説明は、25歳未満の人間は「公務に就くための相当な知識や経験」がなく、他方で25歳を超えるとこれらが身につくことを裏付ける、科学的根拠や知見である。政府の説明は、一定の年齢制限を設ける立法目的の正当性を説明しようとしているだけで、その手段の合理性を全く説明していない。他の基本権の侵害ではありえない姿勢である。政府が手段の合理性に関するまともな説明をしたことがないということは、被選挙権年齢を選挙権年齢より高く設定することについて、合理性やメリットを裏付ける科学的知見とか実証研究などが一切存在しないことを示している。喫煙や飲酒の年齢制限であれば、肉体的な成長期にある若者に与えるダメージが相対的に大きいという医学的な根拠がある。小学校や中学校の入学年次を年齢により一律に決めている制度設計についても教育学に基づく統計的な知見がある。しかし、被選挙権年齢については、このような根拠が一つもない。25歳未満であると一律で「相当な知識や豊富な経験」も「社会的経験に基づく思慮と分別」もないけれども、25歳以上になると一律でこれらが身につく、というのは単なる思い込みと若者に対する偏見に過ぎない。

ウ 社会経験や思慮分別による被選挙権年齢の設定に合理性はない

そもそも、政府が被選挙年齢の制限について正当化を試みるために述べる立法目的の正当性、すなわち、公務につくためには相当な知識や経験を必要としたり、社会的経験に基づく思慮と分別が必要とすること自体、実は国民主権原理やそれに基づく普通選挙の理念と真っ向から反する。これは結局、自分たちに利害の薄い選挙権なら成人年齢で「与えてもいい」といった発想、裏返せば自分たちに利害のある被選挙権には知識や経験を名目として与えなくても良いと考える発想に裏付けられている。参政権は政府が好きに与えたり与えなかったりできるという発想に基づいている。被選挙権年齢をいくつと設定するかは、普通選挙導入前に納税要件をいくらと設定するかと同様、政府が自由に決めて良いと考えているのである。結局政府の答弁内容は、国民主権原理の下では被選挙権を含む参政

権は主権者である国民が当然に保持するものであって、その制約には合理的な理由が必要、という観点の欠如を物語る。

また、思慮分別に基づき国民の権利を制限するという思想は、優生思想と同根である。義務教育を受けていない者や障がい者の立候補制限等の差別にも繋がりがねない危険な思想であり、このような思想が立法事実になっていること自体が不相当と言わざるを得ない。憲法44条但書は主権者たる国民の平等な政治参加を実質的に保護するために被選挙権（「議員・・・の資格」）の差別禁止を定めている（⑩前掲芹沢他編318頁参照）。同条は「教育」による被選挙権差別を禁止するが「ここに『教育』とは、ひろく知能の意味である。かならずしも学校の経歴のみを意味するのではない。たとえば、なんらかの考査方法により、知的な能力を調査し、その結果によって・・・被選挙権について差別することは、本条にいう『教育』による差別に該当する。」（甲B22：宮沢俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法（第2版全訂版）』358頁以下（日本評論社、1978年））。「思慮分別」による差別的取扱いは、「教育」に基づく差別にほかならない。

思慮分別や社会経験によって代表者を選別するという事は、選挙における投票によって行われるべきものであるし、実際に行われている。主権者である選挙人は、立候補者の経歴や公約、素行や選挙活動に対する評価を通じて、立候補者の相当な知識や経験の有無、社会的経験に基づく思慮と分別の有無などを考慮し、最終的に誰に投票するのかを決定する。実際、25歳や30歳以上の立候補者について、思慮分別や社会経験の有無を要件とはしていない。立候補前に思慮分別のテストを受けさせることも、社会経験の有無を立候補届に書かせるなどということもしていない。政府自身、実際はそのような審査は選挙人に委ねれば良いと考えているからである。一要素でしかない年齢をもって立候補自体を不可能とすることは、選挙人の投票の自由を剥奪することにもつながる。

エ 若者は低能力であるという前提は近時の研究成果に反する

思慮分別を理由に被選挙権年齢を高く設定したという政府の説明は、若者の思慮分別が低いことを前提にしている。しかし、若者が一律で25歳・30歳以上の人々より思慮分別に劣っているという

事実はない。近時の研究によれば子どもや若者は一般的に低能力であるというステレオタイプを社会から持たれている集団であるとされる（甲23B：齋藤宙治『子どもと法 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学』151～152頁参照（東京大学出版会、2022年））。しかし、若者が低能力であるという認識（ステレオタイプ）は根拠のない偏見に過ぎない（同233頁以下）。「人間の基本的認知能力（作業記憶能力や言語流暢能力）は、16歳までは伸び続けるが、それ以降は伸びない」とされているし（同237頁）、「16歳と17歳の青少年の政治的成熟度は、大人と変わらないことが示されている（同239頁）」「16歳の政治的知識、政治的関心、政治的スキル、政治的有効性、寛容性、社会奉仕活動は、すでに大人と同水準であることが明らかにされて」いるし、「16歳はすでに多元的な複雑な市民（citizenship）の概念を持ち合わせている」とされる（同240頁）。「学齢期の子どもたちは、大人の権威による指導なしに自律的な意思決定をすることができ、自分たち自身のコミュニティー（学校）を民主的に運営することができ、自分たち自身の司法的な制度を運営することまでできる能力を持つ」とされるのである（同243頁）。若者＝低能力であるという偏見に基づき、25歳又は30歳未満の者に被選挙権を与えないという現在のルールは不合理な差別であり、憲法14条1項に反する。これは、日本において女性に選挙権年齢が認められていなかったことが女性への偏見・差別に基づいていたことと同様である。

実際、本訴訟の原告らは知識・経験・能力を有した若者である。原告らはこれまでの社会経験やそこから得た問題意識に基づいて今回の統一地方選挙に立候補している。以下に示す原告らの経験や思考、立候補動機などをみれば、原告らが25歳又は30歳未満でも「相当の知識や豊富な経験」を有し、また「社会的経験に基づく思慮と分別」をもった十分に成熟した人格を有していることが分かる。

原告能條桃子は、大学で選挙ボランティアに携わったことがきっかけで若者の政治参加が盛んなデンマークに留学し、同世代の若者の政治意識の高さに触発されて、若者の政治参加を身近なものにするを目的とする一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN（以下「NYNJ」という。）を設立した。NYNJでは選挙の都度若者による政策討論会を開催し、国会議員を毎週呼ぶなどして若者の要望を伝

える活動に取り組んでいる。原告能條桃子は、その過程で、被選挙権年齢問題を含む若者の政治参加に本気で取り組む議員の少なさを知り、司法を通じた問題解決の途を模索するようになった（甲A8：陳述書）。

原告吉住海斗は、自身の児童養護施設で育った経験を踏まえて、児童養護施設への就職のミスマッチによる離職率の高さを解消するために、児童養護施設内部の雰囲気可視化する求人プラットフォームを作ることに尽力した。大学卒業後はブランディング会社に就職したが、児童養護施設出身者の声を政治に反映させるために政治家となることを希望している（甲A9：陳述書）。

原告中村涼香は、長崎県出身で被爆者の祖母を持つ被爆三世である。高校時代から核兵器を世界からなくすことを目指して核兵器廃絶運動に取り組んでおり、大学では同世代の仲間たちと核兵器廃絶を推進する団体KNOW NUKES TOKYOを立ち上げた。各地での講演活動をとおして核兵器廃絶のための草の根活動に取り組んでいる。原告中村涼香は、核兵器廃絶に関するヒアリングの中で、若者であるというだけで年長者から適当にあしらわれたり罵声を浴びせられたことが何度もあった。そうした中で、若者に共感し若者の声を代弁する若い世代の政治家の存在が必要であると考えようになった（甲A10：陳述書）。

原告 Chico. は、長崎県出身で、女性蔑視的な文化が残る環境で生まれ育った。「男性陣が上座に座って女性に酒をつがせていて、なぜ女性は座ってご飯を食べてはいけないのだろう」という違和感からジェンダー問題に関心を持つようになった。その後アメリカに留学してジェンダーに関する多様な価値観に触れる中で、性別分業的な倫理観は時代に適さないものであると考えようになった。原告 Chico. は、ジェンダーと立候補年齢の問題は、性別や年齢で能力に大きな違いがないにもかかわらず偏見から差別が助長されている点で問題構造は同じだと感じている。政治の世界に女性や女性の意見に理解のある人々が増えなければ女性の意見を踏まえてルールを変えることができないのと同様に、議会に若者が増えなければ若者の意見を踏まえたルールをアップデートしてより良い社会を創ることはできないと考えている（甲A11：陳述書）。

原告久保遼は、原子力発電所が多く存在する福井県で生まれ育った。中学生の時、原子力発電所を巡る賛成派反対派の意見を聞く中で反対派の声と実際の政策の間に大きな乖離があること、政治が全く地元の人たちに寄り添っていないことなどを知り、市民一人一人が政治に関わっていかなくてはならないと考えるようになった。高校では、フランスや台湾で政治参加のための多様なルートが開かれていること、韓国の若者の政治意識の高さ等を知り刺激を受けた。その後原告久保遼は、大学でNYNJのメンバーとなり若者の政治参加を促進するようになった。原告久保遼は、被選挙権年齢の引き下げにより若者は学生時代に感じた問題意識をそのまま政治の場にもって行くことができるようになり、また若者が感じる社会課題（環境問題や学費問題）に共感してそれを政治の場で代弁できるのは若い世代の政治家であるから、被選挙権年齢を引き下げて、より多くの若者が政治に参加する途を開くべきであると考えている（甲A12：陳述書）。

原告中村涼夏は、鹿児島県指宿市で生まれ、種子島の海で毎日のように遊びながら育った。4歳で名古屋に引っ越して、ヘドロで濁った海を見て種子島の自然は決して当たり前のもではなくとても恵まれた環境だったことを強く感じ、次第に環境問題や自然問題に取り組む科学者やNGOの活動家になりたいと考えるようになった。高校では世界自然保護基金（WWF）が主催する自然環境ツアーに参加する他自分自身で九州北部の水田めぐりツアーを企画した。さらに、2020年1月にはグレタ・トゥーンベリ氏が立ち上げたFridays For Futureの日本支部を設立して気候変動に関する提言書や声明の発信などにも取り組んだ。大学進学後は、気候変動について小泉進次郎環境大臣との意見交換を行い、国会で意見陳述をする機会も得た。気候変動問題をとおして様々な政治家と話し合う中で、自分たちと同じような危機意識を持つ政治家はおらず、若者の声は政治の世界に届かないと感じるようになった。COP27などの国際会議には自分と同じ年代の若者が議員がとして参加するのをよく目にしたが、日本の議員をそのような国際会議で目にするにはほとんどなかった。原告中村涼夏は、若者の代弁者が生まれえない大きな原因は、被選挙権年齢が25歳や30歳に設定されていることにあると考えており、もし自身に被選挙権が認められるのであれば、同じ問題意

識を持つ議員や首長と一緒に活動したいと強く願っている（甲A13：陳述書）。

以上はほんの一例で、25歳又は30歳未満の者でも成熟した人格を有する国民は枚挙に暇がない。彼らが一般的な25歳又は30歳以上の国民よりも一律で「相当の知識や豊富な経験」がなく、また「社会的経験に基づく思慮と分別」がないと決めつける根拠はどこにもない。

オ 被選挙権以外は18歳から認められている

18歳以上の国民は主権者として選挙権が与えられる。主権行使の最たるものである憲法改正の国民投票にも参加できる。私法上も、成人として行為能力が認められて契約を単独で締結することができる。訴訟を起こすこともできる。法人を設立して代表取締役になることもできる。裁判員（裁判員法13条）や検察審査員（検察審査会法4条）、農業委員会委員（農業委員会法8条参照）や漁業調整委員会委員（漁業法138条4項1号）等の公職に就任することができる年齢も全て18歳である。国務大臣のうち過半数に満たない数までは議員以外の民間人を選任できるところ（憲法68条）、法律上、その年齢制限はないから25歳未満で国務大臣になることもできる（内閣法参照）。近年、司法試験に合格した高校生が話題となったが、制度上は20歳前後で弁護士や裁判官にもなれる。

公職選挙法は地方議会における公務を遂行するうえでどのような知識・経験・能力が必要であるのか何一つ具体的に示していない。18歳以上であれば上記に述べた公職には就くことができるのに、地方議会議員や都道府県知事には就くことができないとする合理的理由はない。地方議会の議員には思慮分別や社会経験が求められるが、裁判員や検察審査員には求められない、などということはある。しかも裁判員や検察審査員などの職業には民主的統制の仕組みがないにも関わらず年齢制限は設けられておらず、他方で地方自治体の長や議員などには選挙による選抜という民主的統制の仕組みがあるにも関わらず、なぜかここにだけ制限が設けられているのである。

カ 小括

このように公職選挙法による被選挙権の年齢制限規定には合理性が全くない。制定の経緯、政府の説明、憲法が禁止する教育に基づく差別、若者の中に社会経験や思慮分別がある者は当然に在るという事実、そして議員にとって利害関係のない公職には年齢制限がないという首尾一貫のなさ、といういずれの観点から見ても、本件規定に合理性を認めることはできない。

（２）国会や各政党の公約等でも、被選挙権年齢を現状維持することに合理性がないことは当然の前提とされている

国会では現在の被選挙権年齢を維持することに合理性は見出し難いとしてこれを引き下げる旨の提案が幾度となく行われてきた。多くの政党が被選挙権年齢を引き下げる旨の公約を掲げている。

2007年（平成19年）に制定された国民投票法は、2014年（平成26年）に改正されて投票年齢が18歳とされた。2015年（平成27年）には選挙権年齢を18歳に引き下げる立法がなされ2016年（平成28年）に施行された。これらの議論の過程で与野党の超党派の委員から被選挙権年齢引下げについても答弁がなされている。例えば、船田元議員（自民党）は「世の中さまざまな変化があり、諸外国の事例も考えますと、やはり被選挙権も、今のままではなくて、引き下げる方向で近い将来考えていく必要がある、このように思っております。とりわけ、衆議院が二十五歳、参議院が三十歳、なぜなのか、誰も答えられませんので、そのあたりもしっかりやりたいと思います。」（甲7別表1：第189回国会「衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第5号」〔船田元議員発言〕（平成27年6月2日））と述べる。参考人西尾勝教授も「私は、選挙権と被選挙権に区別を付けているという部分については、余り合理的な理由がないのではないかとこのように思っています。ですから、選挙法についていろいろな改正をするときには被選挙権年齢を見直すということは十分あり得る論点だと思っています」と述べ、現在の被選挙権年齢の不合理性を指摘している（甲7別表1：第189回国会「参議院国の統治機構に関する調査会会議録第1号」〔西尾勝参考人発言〕（平成27年3月4日））。公明党、国民民主党、立憲民主党、日本維新の会、共産党といった多くの政党も被選挙権

年齢の引き下げを公約として掲げている（甲7別表2：調査報告書（被選挙権年齢に関する各政党の公約一覧））。

地方議会や都道府県知事の被選挙権年齢についても「国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、地方議会議員の被選挙権年齢を例えば 23 歳に引き下げるべきである」（甲B24：全国町村議会議長会「第66回町村議長全国大会：議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望」11頁（2022年11月））とか、「被選挙権年齢について、選挙権年齢と同じ18歳に引き下げ、人生の選択の時期に、地域をよくしたいという意欲を持つ若者が立候補できるようにしてはどうか。」（甲B25：地方議会・議員のあり方に関する研究会「地方議会・議員のあり方に関する研究会 報告書」23頁（2020年9月））といった指摘がされている。

いずれの議論においても、被選挙権年齢を現状維持することに合理性がないことは当然の前提とされている。それでもなお長年にわたり、利益相反構造のために放置され続けている。

（3）各国の議論においても18歳以上の者から被選挙権を剥奪することは不合理であるとされている

比較法的にみても日本のように被選挙権年齢を25歳以上としている国は少ない。OECD加盟国では被選挙権年齢を18歳と定めている国が最も多く、過半数の国では被選挙権年齢と選挙権年齢は同一とされている。OECD加盟国では18歳以上の者に被選挙権を与えている国が過半数である。例えば下院についてみると36カ国のうち被選挙権年齢を18歳としている国が21カ国（58.3%）、21歳としているのが9カ国（25%）であり、日本のような高い年齢制限を設けている国はわずかである（甲B26：国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課編「主要国における被選挙権年齢（資料）」レファレンス833号・62頁（2020年6月20日））。また、OECD加盟国36カ国のうち二院制の国である19カ国についてみると、被選挙権年齢を18歳としている国が8カ国（42.1%）、21歳としている国が2カ国（10.5%）であり、50%以上の国が21歳以上の者に対して被選挙権を与えている。さらに、20カ国（55.6%）では選挙権年齢と被選挙権年齢が同一とされている（同63頁）。地方議会の被選挙

権年齢も18歳と定めている国が多い。欧州評議会欧州地方自治体会議の報告書によれば、加盟国47カ国中35カ国が地方議会の被選挙権年齢を18歳と定めている（甲B27：欧州評議会欧州地方自治体会議編「地方公自治体の選挙における立候補基準/原文：Criteria for standing in local and regional elections」8頁参照）。

これらの国ももともと被選挙権年齢を18歳としていたわけではない。ここ20、30年ほどで引き下げられた国が多い。引き下げの経緯は様々だが、例えばイギリスでは、選挙管理委員会が「被選挙権年齢の規定により包括的に立候補を規制しなくても、選挙人は選挙を通じて公選職にふさわしい人物か否かを決められる」等の勧告をし、これを受けて立法により被選挙権年齢が選挙権年齢と同じ18歳にまで引き下げられた（前掲国立国会図書館編66頁）。勧告は、はじめに「世界的に最も一般的なアプローチは、選挙権と被選挙権の最低年齢を一律に定めることである」とした上で、両者の最低年齢に「差異を設けるべきという主張は」、日本政府の立場と同様、「有権者になるよりも候補者になる方が人生経験を積む必要があるという考えに基づいている」が、当時のイギリスの最低年齢であった21歳未満であっても、「選挙を通じて代表者になることに関心があり、政治家として適切に行動できる人がいる」とした上で、選挙という過程が、「国民が公職に就くのにふさわしい人物とそうでない人物を決定する」ために十分効果的で柔軟なメカニズムを提供しているとする。勧告は最終的に、選挙権年齢を18歳としながら、被選挙権年齢を選挙権年齢に合わせない合理的な理由が見当たらないとして、「立候補の最低年齢を21歳から、現在施行されている最低投票年齢である18歳に引き下げること」を勧告したのである（甲B28：イギリス選挙委員会「選挙権年齢に関する調査及び勧告/原文：Age of electoral majority, Report and recommendations」62～63頁）。

被選挙権年齢を25歳や30歳とすることに合理性がないことは、比較法的にみても明らかである。

(4) 被選挙権年齢の引き下げは社会からの要請である

また、被選挙権年齢の引き下げは健全な民主主義社会の発展のために不可欠な要請である。第1に、被選挙権年齢の引き下げは議員のなり手不足問題の解消にも繋がる。2023年4月に行われた統一地方選挙では、地方議員のなり手不足が過去最高となった。「全国373町村議選で総定数の30.3%に上る1250人が無投票で当選し」、「候補者数が定数を下回る議会も20あった」とされる（甲B29：毎日新聞「社説：地方議員のなり手不足 自治の根幹守る手立てを」毎日新聞朝刊政治面2023年4月21日）。各種資料によれば、都道府県議会の年齢構成は50歳以上だけで70.7%を占める（甲B30：全国都道府県議会議長会「第14回都道府県議会提要（令和元年）」参照（2019年））。町村議会になるとこれが跳ね上がり、平均年齢は64.8歳。60歳以上70歳未満で40.5%、70歳以上80歳未満で34.0%を占め、50歳以上の合計は90.3%にも上る（甲B31：全国町村議会議長会「第67回町村議会実態調査結果の概要（令和4年）」4～5頁参照（2022年2月））。当然ながら「無投票が増えて選挙が形骸化すれば・・・地方自治の根幹」が揺らいでしまう（同）。現職議員の地位を守るために地方自治の根幹を脅かすのは民主主義にとって本末転倒である。

第2に、被選挙権年齢が引き下げられた場合、これまで立候補できなかった世代が立候補することによって、候補者が増えることになる。これは投票をする側にとって選択肢が増えることに他ならず、メリットこそあれどもデメリットはない。被選挙権の剥奪は実は選挙権の剥奪である。投票したい候補者がいなければ、選挙権を行使することすらできない。無投票となればなおさらそうである。被選挙権を拡張することは選挙権の実質的保障につながる。

第3に、被選挙権年齢の引き下げによって25歳未満の若者の声を代弁する議員等が増えれば、同世代の若者の投票率が上がり若者全体の政治参加が促進される。イギリスでは2006年に被選挙権年齢が21歳から18歳に引き下げられたが、引き下げ前の2005年時点においては18歳から24歳の若者の投票率は約40%であったところ、2017年には約70%まで上昇している（甲B32：鈴木隼人「イギリスの事例が示す、被選挙権年齢引下げの意義」言論プラットフォーム

アゴラ（2018年3月18日））。これは被選挙権年齢の引き下げによるものであることが強く窺われる。

第4に、政策の内容にも変化が現れる。イエール大学のチャールズ・マクリーン氏の論文（甲B33：チャールズ・マクリーン「統治機構において若者が少数派であることは社会支出に影響を与えるか/原文：Does the Underrepresentation of Young People in Political Institutions Matter for Social Spending?」ハーバード大学ウェザーヘッドセンター国際問題研究所日米関係プログラム（2021年））によれば、若年の政治家が増えるほど政策は将来志向となる。若年層の政治家が増えると、インフラへの長期投資を通じて児童福祉への支出を増加させるなど、若年層の幸福に影響を与える支出に大きな影響を与えるとされる。

これらのメリットに比べ、デメリットはほとんどない。しばしば政府は、被選挙権年齢を引き下げると知見や社会的経験の観点から相応くない議員が選ばれてしまうなどと主張するが、これはそもそも前述のとおり、相応しいかどうかを政府が審査する点で国民主権原理と整合しない。相応しいかどうかは選挙人の判断に委ねれば良い。被選挙権年齢の引き下げによって得られるメリットの方が大きいことは明らかである。

（5）小括

以上のとおり、被選挙権年齢を25歳又は30歳以上と設定することに何ら合理性はない。被選挙権年齢に関する国内外の議論状況を踏まえると被選挙権年齢を25歳又は30歳に設定する立法事実はもはや存在しない。公職選挙法10条1項3乃至5号により、本件統一地方選挙における原告らの被選挙権又はその行使機会を剥奪することがやむを得ないと認められる事由は存在しない。

4 小括

以上のとおり、日本国憲法は国民主権原理の下、国民に参政権として被選挙権を保障する。原告らは行為能力が認められた成人として、また憲法改正権力を有する主権者として、被選挙権を有する。しかし公職選挙法10条1項3号乃至5号は年齢要件を設け、原告らの被選挙権を剥奪する。被選挙権の剥奪には平成17年最大判基準が

用いられなければならないところ、被選挙権年齢を25歳又は30歳と定めることにやむを得ない事由はない。合理性も必要性も相当性もない。国民主権以前の時代の残滓として、能力や経験のある国民に対してのみ参政権を与えるという愚民思想の現れであり、若者差別の発露である。公職選挙法10条1項3号乃至5号は違憲無効である。

第4 次回統一地方選挙で被選挙権を行使することができる法的地位にある（請求の趣旨1(1)、2(1)の適法性）

1 原告能條桃子及び原告久保遼は被選挙権を行使することができる地位にある

憲法は、原告能條桃子及び原告久保遼（以下「原告能條ら」という。）が統一地方選挙の県知事選挙又は地方議会議員選挙及びにおいて、被選挙権を行使できることを保障している。しかし、本件規定により原告らは被選挙権を行使することができなかった。原告らに被選挙権を行使させると選挙の公正が害されるといった事情は皆無である。本件規定は違憲無効であるから、原告らは次回の統一地方選挙においてそれぞれ被選挙権を行使することのできる法的地位にある。

2 適法性

主位的請求（請求の趣旨1(1)、2(1)）は、原告能條らが、次回の統一地方選挙における県知事選挙又は地方議会議員選挙において、被選挙権を行使することができる地位にあることの確認を求めている。これは実質的当事者訴訟（行政事件訴訟法4条後段）のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えである。

この請求は法律上の争訟に当たり、また訴えの利益が認められるから、訴訟要件を充足する。

（1）法律上の争訟である

被選挙権を行使することができる原告能條らの地位は憲法に基づく法的地位にほかならない。紛争の対象は、次回、すなわち判決宣告後最初の統一地方選挙における地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙における法的地位である。原告能條らが特定の選挙におけ

る被選挙権を行使できる地位にあるか否かという具体的な権利の存否に関する現実の紛争であるから、観念的で抽象的な争いではなく、単なる政治的、経済的問題や技術、宗教上の争いでもない。本訴訟の「前提問題」として裁判所の判断に適さない問題についての争いがあるわけでもない。平成17年最大判（在外国民選挙権事件）でも令和4年最大判（在外国民審査権事件）でも、本件類似の請求について法律上の争訟があることは当然の前提とされている。本訴は法律上の争訟に当たる。

（２）訴えの利益がある

確認の利益は、現に存在する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要である場合、すなわち①確認訴訟を選択するのが適切であり、②確認の対象の選択が適切であり、③即時確定の利益（紛争の成熟性）が備わる時に認められる。本訴訟はこれらをいずれも満たしている。

ア ①確認訴訟を選択するのは適切

被選挙権はそれを行行使することができなければ意味がない。給付訴訟で慰謝料を得たところで権利行使の実質を回復することはできない。このままでは次回の統一地方選挙においても同様の権利侵害が続くことは確実である。確認訴訟によらなければ原告能條らの権利は救済されない。紛争の抜本的解決のためには確認訴訟によるほかなく、これを選択することは必要かつ適切である。

イ ②確認対象の選択は適切

確認の対象は、次回の統一地方選挙時に被選挙権を行使できる地位である。被選挙権一般の確認を求めているのではなく、次回の統一地方選挙時に原告能條らが地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙において被選挙権を行使することができることの確認を特に求めているものであり、確認の対象は適切に選択されている。

ウ ③即時確定の利益（紛争の成熟性）がある

原告能條らは現に2023年3月及び4月の統一地方選挙において被選挙権を行使することができなかった。本件規定の違法確認がなさ

れない限り、次回の統一地方選挙において原告能條らが被選挙権を行使することができないことは確実である。即時確定の利益がある。

エ 令和4年最大判の射程が及ぶ

なお、令和4年最大判は、本件と異なり、地位を基礎づける規定が存在しない場合においてもなお、本件類似の請求について地位確認の訴えの利益を認めている。本件では公職選挙法10条1項3号乃至5号を削除すれば、立法の手当を要することなく当然に主権者かつ成年の原告能條らに被選挙権が認められることになるから、同最大判の事例以上に地位確認を求めることは有効かつ適切で、訴えの利益が認められる。

第5 次回統一地方選挙で被選挙権を行使させないことは違法である（請求の趣旨1(2)、2(2)の適法性）

1 原告能條らに被選挙権の行使を許さないことは違憲である

憲法は、原告能條らが統一地方選挙の地方議会選挙及び都道府県知事選挙において、被選挙権を行使できることを保障している。しかし現実には原告能條らは被選挙権を行使することができなかった。原告能條らに被選挙権を行使させると選挙の公正が害されるといった事情は皆無である。次回の統一地方選挙において原告能條らに被選挙権を行使させない立法裁量はない。被告が、次回、すなわち口頭弁論終結後最初の統一地方選挙までに、本件規定を改廃しないことにより、原告能條らに、当該統一地方選挙における地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙における被選挙権を行使させないことは、憲法に違反する。

2 適法性

予備的請求①（請求の趣旨1(2)ア、2(2)ア）は、主位的請求が認められない場合に、被告が本件規定を改廃しないという立法不作為により、原告能條らに次回統一地方選挙で被選挙権を行使させないことが違法であることの確認を求めている。同じく予備的請求②（請求の趣旨1(2)イ、2(2)イ）は、被告が原告能條らについて、それぞれ25歳又は30歳に満たないことを理由に被選挙権の行使をさ

せないという状態を作出することが違法であることの確認を求めている。最大判令和4年5月25日判決の判示に従えば、いずれの請求も法律上の争訟に当たり、また訴えの利益が認められるから、訴訟要件を充足する。

(1) 法律上の争訟である

本請求は、原告能條らが立候補届を出しながらその受理を拒絶されたという、具体的事実に基づくものである。紛争の対象は、原告能條らについて、次回の統一地方選挙における地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙における被選挙権の行使をさせないことの違法性の有無である。原告能條らに特定の選挙における被選挙権を行使させないことが違法か否かという具体的な権利の存否に関する現実の紛争であるから、観念的で抽象的な争いではなく、単なる政治的、経済的問題や技術、宗教上の争いでもない。本訴訟の「前提問題」として裁判所の判断に適さない問題についての争いがあるわけでもない。平成17年最大判（在外国国民選挙権事件）でも令和4年最大判（在外国国民審査権事件）でも、本件類似の請求について法律上の争訟があることは当然の前提とされている。本訴は法律上の争訟に当たる。

(2) 訴えの利益が認められる

最大判令和4年5月25日判決では、在外国国民に対して次回の国民審査の機会に審査権の行使をさせないことが違法であることの違法確認の訴えの利益が認められた。同最大判は、憲法79条2項、3項により国民に保障された審査権の基本的内容等が憲法上一義的に定められていることが明らかであるから、在外国国民が審査権を行使できない状況の下においては、在外国国民が有する憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じているとした上で、審査権は選挙権と同様国民主権原理に基づくものであり、侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであり、かつ、違法確認判決が確定した場合には国会において裁判所がした判断が尊重されるものと解される（憲法81条、99条参照）から紛争解決手段として有効適切であるとして、違法確認の訴えの適法性を肯定した。

本訴訟でもこれらの事情が妥当する。被選挙権は憲法15条1項等によって保障された基本的人権である。原告能條らは現に統一地方選挙において被選挙権の行使ができない状況にあるから、被選挙権という原告能條らの憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じている。また、前述のとおり被選挙権も国民主権原理を根拠にしている。ある選挙における被選挙権の行使機会はその一度しか存在せず、その機会を逃せば当該選挙における被選挙権という主権行使は二度と行うことができない。被選挙権の行使機会が剥奪されている場合においても違法確認の訴えは紛争解決手段として有効・適切である。なお、原告能條らの被選挙権行使を認める施策を講じていない被告の不作为が処分性を介在しないものであることからすると、当該不作为の違法確認を求めることが確認対象として適切であることは当然である。本訴訟においても違法確認の訴えの適法性は当然に認められる。

仮に主位的請求（請求の趣旨1(1)、2(1)）が認められない場合には、消極的確認としての予備的請求（請求の趣旨1(2)、2(2)）が認められなければならない。

第6 国家賠償法1条1項の違法（請求の趣旨1(3)、2(3)、3）

原告らには、憲法によって、統一地方選挙における地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙において被選挙権を行使することができる地位が保障されていた。被告は、原告らが被選挙権を行使する機会のある地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙を実施すべき義務を負っていた。しかし、被告は、原告らが現実に被選挙権を行使するために新たな立法が必要であるにもかかわらず、被選挙権の行使に必要な諸規定を整備する法改正をせず、この義務を怠った。この立法不作为は、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

1 立法不作为の違法性

前掲最大判令和4年5月25日は国家賠償法1条1項の適用上違法となる場合について「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにお

いては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、同項の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである」とする。すなわち、立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法とされるのは、①立法内容が違憲であることが明白であり（違憲の明白性）、かつ②国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠った場合である（立法府の著しい不作為）。本件は上記2要件を満たしており、国家賠償法1条1項の適用上の違法も基礎づけられる。

第1に、前述のとおり原告らも被選挙権を行使する機会を憲法上保障されていたところ、公職選挙法10条1項4号及び5号の定めによって、原告らは前回統一地方選挙において被選挙権を行使する機会が剥奪された。原告らの被選挙権を制限して良い理由はないから、公職選挙法10条1項4号及び5号は憲法前文、1条、14条1項、15条1項、3項、43条1項、44条但書、92条、93条に違反する。

第2に、選挙権年齢の引き下げは公職選挙法制定当時から議論されてきたところ、遅くとも平成27年ころから国会では繰り返し被選挙権年齢引下げについて質疑がなされていること（甲7参照）、同年には選挙権年齢を引き下げる公職選挙法の改正が行われたこと、本件統一地方選挙において25歳未満の者に被選挙権を行使させることが事実上不可能ないし維持するのが困難であったとまではいえないこと等からすれば、遅くとも平成27年の時点において、統一地方選挙において25歳未満の者に対して被選挙権の行使を認めないことが違憲であることは、立法府においても明白になった。そうであるにもかかわらず、競争者や新規参入者を排除するという既得権益保護の見地より、その後も立法府は違憲性を知りながら改正を怠り続けてきたことは明らかである。

「立法府に裁量権があると言っても、そこには、『何もしない』という選択をする途はない」（最大判平成16年1月14日民集58-1-68補足意見2（裁判官亀山継夫、同横尾和子、同藤田宙晴、同甲斐中辰夫））。立法府は憲法が裁量を与えた趣旨に沿って裁量を適切に行使する義務を負う（甲B34：「特別企画・藤田宙晴先生と最高裁判所(2)」法学教室401号42頁〔藤田発言部分〕参照）。平成27年以降何らの立法措置も取らなかったことは立法府の怠慢というほかになく著しい不作為に当たる。

2 損害

原告らは、被告の違法行為によって、被選挙権という国民主権原理に基づく重要な主権を行使する機会を失った。被選挙権は「国民の最も重要な権利」とされる選挙権と表裏の関係にある重要な権利であり、一度その行使の機会を逃せば、次回の統一地方選挙がある4年後までは権利行使ができなくなる。このように重大な権利を剥奪された原告らの精神的苦痛は、一人当たり金10万円をくぐるものではない。

第7 終わりに

近代議会制民主政治の理論的基礎を築いたジャン・ジャック・ルソーは次のように述べる。

ローマの十退官は、最初是一年の任期で選ばれたが、一年で辞めずに次の年まで地位を維持し、民会の開催を禁じて、自分たちの権力を永続的なものとしようとした・・・

世界のすべての政府は、ひとたび公的な権力を与えられると、このたやすい方法に頼って、やがては主権を篡奪しようとするのである（ジャン・ジャック・ルソー（中山元訳）『社会契約論』第三篇第十八章（光文社古典新訳文庫））。

戦後まもなく選挙法の改正に迫られた政治家たちは、選挙権にせよ被選挙権にせよ、自分たちがどの国民に権利を与え、どの国民にそれを与えないでおくかを、自由に決められると考えていた。天皇主権から国民主権への変化が求められても、政治家たちはそのような根本的で急激な発想転換ができなかった。しかし、それから80年近くもの時が過ぎた。国民の誰もが主権者であることを疑わない現代においてなお、そのような時代に決められた被選挙権年齢を維持する必要はない。

被選挙権は、憲法上わずか2つしか保障されていない直接参政権のうちの一つである。もう一つの直接参政権である憲法改正の国民

投票の権利が剥奪された場合、当該憲法の改正という主権を行使することは二度とできない。これと同じく、ある選挙において直接参政権の行使である被選挙権が奪われれば、次の任期まで、その者は本来日々政治家として行使することができていたはずの主権行使の機会を全て奪われる。当該機会における主権の行使は、永久に剥奪される。その回復は絶対的に不可能である。

25歳や30歳未満の若者から被選挙権を剥奪してきたこの80年弱は、無数の主権者から主権を剥奪してきた歴史でもある。真の国民主権の実現のため、この不合理な差別はここで終わらせるべきである。

よって、

1 主位的に、憲法前文、1条、15条1項、憲法15条3項、憲法44条但書、憲法92条、憲法93条に基づき、次回統一地方選挙で、原告能條桃子が神奈川県知事選挙において、また原告久保遼が都留市議会議員選挙において、それぞれ被選挙権を行使することができる地位にあることの確認を、予備的に、前記同様の憲法の各条項に基づき、予備的請求①として、被告が、本件規定を改廃しないことにより、原告能條桃子につき神奈川県知事選挙において、また原告久保遼につき都留市議会議員選挙において、それぞれ年齢が30歳または25歳に満たないことを理由として、次回の統一地方選挙で被選挙権の行使をさせないことの違法確認を、また、予備的請求②として、被告が、原告能條桃子につき神奈川県知事選挙において、また原告久保遼につき津留市議会議員選挙において、それぞれ年齢が30歳または25歳に満たないことを理由として、次回統一地方選挙における被選挙権の行使をさせないことは違法であることの確認を求め、かつ

2 原告らは被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ金10万円及びこれに対して、原告能條桃子につき2023年3月23日から、原告中村涼夏につき同月31日から、原告久保遼、原告中村涼香、原告 Chico. 及び原告吉住海斗につき同年4月16日から、支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

以上

証拠方法

証拠説明書(1)のとおり

附属書類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書(1)	正本1通 副本1通
3	甲号証の写し	正本各1通 副本各1通
4	訴訟委任状	6通